

新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改正	現行	備考
<p>第1条～第41条 (略)</p> <p>(ごみ集積場)</p> <p>第42条 <u>ごみ集積場の設置については、新潟市ごみ集積場に関する要綱によるものとし、市長と協議しなければならない。</u></p> <p>第43条～第44条 (略)</p> <p>附 則 この基準は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成17年3月21日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成17年10月10日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成22年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第41条 (略)</p> <p>(ごみ集積場)</p> <p>第42条 <u>ごみ集積場は、宅地分譲については概ね30区画に1箇所、共同住宅（新潟市共同住宅の建築に関する指導要綱（平成3年新潟市告示第28号）第2条第1号に規定する共同住宅をいう。）については1箇所以上を設置しなければならない。</u></p> <p><u>2 ごみ集積場の設置場所、構造等については、別途、市長と協議しなければならない。</u></p> <p>第43条～第44条 (略)</p> <p>附 則 この基準は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成17年3月21日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成17年10月10日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成22年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>(参考)</p> <p>新潟市ごみ集積場に関する要綱の改正による修正</p>

新潟市開発行為技術基準新旧対照表

改正	現行	備考
<p>附則 この基準は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この基準は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附則 この基準は、令和6年4月1日から施行する。</p>	